

(地472)(健Ⅱ510)  
令和4年1月26日

都道府県医師会  
担 当 理 事 殿

公益社団法人日本医師会常任理事  
釜 菴 敏  
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症患者が自宅で死亡された事例を踏まえた  
自治体の対応について

貴会におかれましては、新型コロナウイルス感染症への対応にご尽力賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、標記の事務連絡が厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部より各都道府県等衛生主管部（局）宛へ発出されました。

本事務連絡は、昨年夏の感染拡大において、新型コロナウイルス感染症患者が自宅で亡くなった事例やこれらの事例を踏まえた取組を取りまとめたものです。

まず、各都道府県から報告のあった自宅での死亡事例として、軽症者の急速な容体悪化や本人が自宅での看取りを希望した場合等、また、健康観察の対象患者、発生届に関する事例が挙げられています。

また、これらの事例を踏まえ、デジタルツール等を活用した保健所業務の効率化、医療機関と保健所間の情報共有、消防や警察との連携等による自宅療養者と連絡が取れない場合の対応、受診相談センター等の活用、アプリ・機器の確実な配布及び使用、外国人への対応、ペットの一時預かり等の取組事例について記載されています。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただくとともに、貴会管下の郡市区医師会並びに関係医療機関等への周知方につき、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

事務連絡  
令和4年1月14日

各 { 都道府県  
保健所設置市  
特別区 } 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

新型コロナウイルス感染症患者が自宅で死亡された事例を踏まえた  
自治体の対応について

平素より、新型コロナウイルス感染症対策に御尽力・御協力を賜り、誠にありがとうございます。

今般、昨年夏の感染拡大において、新型コロナウイルス感染症患者が自宅で亡くなった事例やこうした事例に対する各都道府県の取組について、御報告いただいたものを下記のとおり取りまとめました。

「オミクロン株の感染流行に対応した保健・医療提供体制確保のための更なる対応強化について」（令和4年1月12日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）等により、自宅療養者が急増しても健康観察・診療が実施できる体制の確保について連絡しているところですが、貴職におかれては、引き続き、新型コロナウイルス感染症患者が安心して自宅療養を行うことができるよう、下記の内容について取組の参考としていただくようお願いいたします。

記

1 各都道府県から報告のあった死亡事例について

- 新型コロナウイルス感染症患者の死亡事例については、
  - ・ 症状が軽症であることから自宅療養していたが、急速に重症化した後に亡くなった事例
  - ・ 保健所が入院や宿泊療養を勧めたが、持病があることや患者本人の意思、家族の事情（介護等）から自宅療養を希望していた事例や、患者が高齢であることや末期がんに罹患していること等の理由から、家族が自宅での看取りを希望していた事例
  - ・ 昨年夏の感染拡大において、病床や保健所業務がひっ迫したこと等により、保健所による健康観察の開始が遅れ、その後、患者が亡くなったことが確認された事例や、患者を受け入れる医療機関の入院調整に数時間を要したため、医

療機関に到着するまでに心肺停止となった事例  
等が発生していたことが明らかとなった。

- 特に、健康観察に当たっては、
  - ・ 健康観察の電話やアプリでの健康観察に応答せず、その後訪問した際に死亡が確認された事例
  - ・ パルスオキシメーターを貸し出すも、自ら測定できず、入院調整の対象外となった事例
  - ・ 住所と居所が異なっていることにより、本人の発見が遅れた事例等が報告された。
  
- 発生届に関しては、
  - ・ 医療機関から発生届がなされておらず、健康観察の開始が遅れた事例
  - ・ 自ら抗原検査キットを用いて陽性の結果が出たが、本人の意思で保健所に連絡しなかった事例
  - ・ ワクチン接種後、抗原検査で陰性、医療機関でも副反応の可能性を診断されるが、数日後に死亡、死後に陽性が判明した事例等も報告された。

(参考)

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 12 条第 1 項に基づく届出の徹底について」(令和 3 年 12 月 17 日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡)

## 2 自宅で死亡された事例を踏まえた取組事例について

### (1) 保健所業務の効率化

HER-SYS や My HER-SYS などのデジタルツールの活用や、電話音声マイニング(音声の自動テキスト化)等の導入。

### (2) 医療機関と保健所間の情報共有

- 新型コロナウイルス感染症患者入院受入協力医療機関と保健所がWEB会議を開き、感染状況や医療機関の病床使用状況等について情報共有・対応協議
- 発生届について、届出の徹底及び記載事項(基礎疾患やワクチン接種歴等のほか、住所・居所等の記載)の確認の徹底。

### (3) 自宅療養者との連絡が取れない場合の対応

- 連絡が取れない自宅療養者に対し、消防や警察と連携して自宅訪問を実施。
- 連絡が取れない自宅療養者への対応を以下のとおりルール化。

- ・ 当日 17 時締めで安否確認の対応協議を行い、当日中に安否確認を行う。(安否確認ができない場合は消防と警察に連絡を入れ、三者で連携し対応する。)
  - ・ 発生届の提出を受けた当日中に疫学調査を開始し、電話連絡がとれない場合は訪問による安否確認を行う。また、医師の判断のもと、110 番／119 番要請や再訪問を行う。
- 就業制限等を伝えるための最初の接触は、発生届受理後、原則翌日までに連絡をとり、連絡が取れない場合は自宅訪問を行う。
- (4) 専門家による会議の設置や受診・相談センター等の活用
- 専門家の会議において、死亡個別事案を報告し、下記事項について了承を得て実施。
    - ① 基礎疾患を有する者のうち、振り分け外来受診及び入院適用外の場合は原則宿泊療養を徹底。
    - ② 全自宅療養者に対し、パルスオキシメーターを貸出。
    - ③ 健康観察については、My HER-SYS や自動架電を併用し、優先順位をつけて健康観察を実施。
    - ④ 電話不応答者に速やかに対応できるよう、安否確認の実施について管内市町と覚書を締結済み。
  - 受診・相談センターに対して、確実に受診を促すことのできる案内を徹底するよう依頼。
- (5) パルスオキシメーター等の適切な使用や円滑な配布
- パルスオキシメーターや健康観察アプリが確実に使用されるよう、本人が適切に使用できるかどうかの確認を徹底。
  - 自宅療養者になるべく早くパルスオキシメーターを配布するよう、ドライバーによる配送以外の方法を検討。
- (6) 外国人への対応
- 日本語による意思疎通が困難な方が自宅療養する際の対応として、自宅療養者向けの注意事項を取りまとめたしおりの外国語（5か国語）版を作成。
- (7) 患者の飼育しているペットへの対応
- ペットの預かり先について、入院が必要な陽性患者が症状や経済的理由等により動物病院やペットホテル等を紹介してもなお預け先の確保が難航する場合に、保健所と動物愛護センターが連携し、動物愛護センターにおいて受け入れることも含めて検討。

以上